

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（149）」
2. 日時：平成29年5月19日 13時30分～17時45分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、忠内管理官補佐、津金管理官補佐、
大塚安全審査官、土野技術参与

（火災対策室）

三浦室長

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

加藤技術研究調査官、笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他13名

東北電力株式会社：女川原子力発電所 環境・燃料部 環境・化学グループ
担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 電気保修課副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（原子力機械設計） 他1名

電源開発株式会社：設備技術室 施設・火災防護タスク担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「12条 安全施設」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 非安全系トレイに異区分ケーブルが混載していないことについて、調査方法を含め根拠を整理して説明した資料を提出すること。
- 不適切なケーブル敷設に対する対応について、これまでの対応状況を含めた事業者としての対応方針を整理して説明した資料を提出すること。
- 跨ぎケーブル箇所の目視による調査について、見落としに対するフォローをどのようにするのか方法を整理して説明した資料を提出すること。
- 跨ぎケーブルの対策としてリルートを選択する場合、ケーブル長が足りない箇所に中継箱を設けてケーブル継ぎ足しを行うか否かの判断基準を整理して説明した資料を提出すること。
- 跨ぎケーブルが確認されている盤下の構造を詳細に（図及び写真）示した資料を提出すること。

- ケーブル処理室床下への配線施工について、床板パネルの構造を詳細に示した資料を提出すること。また、既存のケーブルトレイへの火災の影響や区分分離バリアの妥当性を整理して説明した資料を提出すること。
 - 電氣的信号により跨ぎケーブルの用途特定を行うことについて、制御・計装ケーブルの負荷に対して悪影響がないことを整理して説明した資料を提出すること。
 - 跨ぎケーブルの対策について、トレイ内のケーブルを引き戻せない理由を整理して説明した資料を提出すること。
- (2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「8条 火災による損傷の防止」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
- 耐延焼性試験の条件のうち、複合体の形態について、実機に沿った（密着した）巻き方をベースケースとし、内部火災に関するパラメータスタディとして太鼓巻きを用いていることを整理して説明した資料を提出すること。
 - 結束ベルトの材質や不燃性について説明した資料を提出すること。
 - 複合体の想定外状態（シートのずれ、傷）に対しても、難燃ケーブルと比較して優位性があることを整理して説明した資料を提出すること。
 - 非難燃ケーブルの具体的対応方針と対応フローが整合するように整理して説明した資料を提出すること。（取替後の安全上の課題について、取替方法④（全撤去、取替）はリスクがないとしているのにSTEP②-2での代替措置と取替方法④を比較対象としている理由を説明すること。）
 - 複合体内部の火災感知器について、性能及び運用方法について整理して説明した資料を提出すること。
- (3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応について）
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について 添付資料
- ・ 東海第二発電所 非難燃ケーブルの対応について＜複合体の設計とその妥当性確認について＞
- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（非難燃ケーブルの対応について）